

第2号議案

名古屋都市計画交通広場の変更（尾張旭市決定）について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第19条第1項の規定により、名古屋都市計画交通広場の変更（尾張旭市決定）を行うものとする。

令和7年12月2日提出

尾張旭市都市計画審議会

会長 水津功

## 名古屋都市計画交通広場の変更（尾張旭市決定）

都市計画交通広場中第4号三郷駅北口交通広場を次のように追加する。

名称		位置	面積	備考
番号	交通広場名			
4	三郷駅北口交通広場	尾張旭市三郷町栄	約800m <sup>2</sup>	

「区域は計画図表示のとおり」

### 理由

三郷駅前地区第一種市街地再開発事業により増加する駅利用者の利便性と安全性の向上を図るため、三郷駅南側に整備される駅前広場と機能分担を行い、駅北側における交通結節点として第4号三郷駅北口交通広場を新たに追加するものである。

名古屋都市計画交通広場の変更（尾張旭市決定）  
第4号 三郷駅北口交通広場

総括図  
縮尺1/25,000

尾張旭市都市計画図

市街化区域・市街化調整区域  
用途地域  
防火地域及び準防火地域  
高度利用地区  
高度利用地区計  
道路  
国道  
県道  
地方道  
河川  
墓園  
緑地  
川

昭和六十年三月十二月測量



用途地域内の建築物の面積表	
種類	面積
第一種低層住居専用地域	約 12 ha
第二種低層住居専用地域	約 171 ha
第三種低層住居専用地域	約 216 ha
第一種中高層住居専用地域	約 2.2 ha
第二種中高層住居専用地域	約 11 ha
第一種商業地域	約 22 ha
第二種商業地域	約 89 ha
工業地域	約 311 ha
第一種中高層住居専用地域 専用地域	約 76 ha
第二種中高層住居専用地域	約 311 ha
第一種中高層住居専用地域	約 48 ha
第一種中高層住居専用地域	約 6.4 ha
第一種中高層住居専用地域	約 41 ha
第一種中高層住居専用地域	約 72 ha
第一種中高層住居専用地域	約 75 ha
合計	約 1,180 ha

種類	面積	建築物の面積		備考
		建築面積	建築面積に対する高さの限界	
第一種低層住居専用地域	約 12 ha	6/10以下	10m (0.6%)	
第二種低層住居専用地域	約 171 ha	6/10以下	10m (79.2%)	
第三種低層住居専用地域	約 216 ha	6/10以下	10m (15.3%)	
第一種中高層住居専用地域	約 2.2 ha	10/10以下	10m (10.9%)	
第二種中高層住居専用地域	約 11 ha	10/10以下	10m (84.6%)	
第一種商業地域	約 22 ha	15/10以下	—	(71.7%)
第二種商業地域	約 89 ha	20/10以下	—	(28.3%)
工業地域	約 311 ha	6/10以下	—	26.4%
第一種中高層住居専用地域 専用地域	約 76 ha	20/10以下	6/10以下	5.4%
第二種中高層住居専用地域	約 311 ha	20/10以下	6/10以下	20.4%
第一種中高層住居専用地域	約 48 ha	20/10以下	6/10以下	4.1%
第一種中高層住居専用地域	約 6.4 ha	20/10以下	6/10以下	3.8%
第一種中高層住居専用地域	約 41 ha	20/10以下	6/10以下	5.5%
第一種中高層住居専用地域	約 72 ha	20/10以下	6/10以下	3.7%
第一種中高層住居専用地域	約 75 ha	20/10以下	6/10以下	5.1%
合計	約 1,180 ha	6/10以下	—	5.6%

用	地	域	例	
			行政区分	その他の規制
市	街	区	市街化区域	都市計画道路
市	街	区	市街化調整区域	駅前交通広場
用	地	域	表示区分	都市公園・緑地
域			1 第一種低層住居専用地域	地区計画区域
			2 第二種低層住居専用地域	土地整理事業区域
			3 第一種中高層住居専用地域	土地整理事業施行済区域
			4 第二種中高層住居専用地域	市街地再開発事業
			5 第一種住居地域	準防火地域
			6 第二種住居地域	準防火地域
			7 農業居住地域	23メートル高さ地区・準防火地域
			8 近隣商業地域	準防火地域
			9 商業地域	準防火地域
			10 単工業地域	高層利用地区・準防火地域
			11 工業地域	高層利用地区・準防火地域

R4-10 LANデータセンター (0661-84-0261)

決定主体	尾張旭市
変更前（除外区域）	
変更後（追加区域）	

本図上、右側に示す尾張旭市都市計画基本図  
1:25,000を基本に作成したものです。  
この地図は、国土地理院監修の「令和元年版」を基に作成したものです。

1:25,000

# 名古屋都市計画交通広場の変更（尾張旭市決定）

## 第4号 三郷駅北口交通広場

計画図  
縮尺1/2,500



## 理由書

### (名古屋都市計画交通広場 第4号 三郷駅北口交通広場)

#### 1. 変更の概要

三郷駅前地区第一種市街地再開発事業により増加する駅利用者の利便性と安全性の向上を図るために、三郷駅南側に整備される駅前広場と機能分担を行い、駅北側における交通結節点として第4号三郷駅北口交通広場を新たに追加するものである。

#### ■都市計画交通広場の変更概要

##### 新規交通広場の追加

種 別	名 称	位 置	面 積
交通広場	第4号 三郷駅北口交通広場	尾張旭市三郷町栄	約 800 m <sup>2</sup>

#### 2. 都市の将来像における位置付け

名古屋都市計画区域マスタープラン（目標：2030年度）では、「リニア開業によるインパクトを活かし、多様な産業と高次の都市機能が集積した世界へ飛躍する都市づくり」を基本理念とし、都市づくりの目標の一つとして、「都市計画道路の整備や交通安全対策を推進し、また生活関連施設を結ぶ経路を中心に歩行経路のバリアフリー化や自転車利用空間のネットワーク化を進め、安全安心に移動できる都市空間の形成を目指します」とされています。

尾張旭市都市計画マスタープラン（目標：2025年度）では、「ともに育てる 笑顔とうるおいあふれるまち」を都市づくりのテーマとし、名鉄三郷駅周辺を本市の中核となる「活力拠点」に位置付け、「商業・業務・文化等の都市機能の充実を図るとともに、本市の重要な交通結節点として交通機能の強化を図ります」としています。また、地域別構想（東部地域）において、三郷駅周辺は、「交通機関相互の連携を強化するため、駅前広場やアクセス道路の整備をめざします」などとされています。

#### 3. 都市計画変更の必要性及び理由

三郷駅周辺は、都市機能の充実や交通機能の強化を図る本市の活力拠点として位置付けられており、駅の南側・北側共に住宅地・商業地等が広がり市街地が形成されていますが、名鉄瀬戸線の南北の通行は踏切を経由する必要があることから、駅の南側・北側それぞれにおいて交通結節点として機能強化を図ることが課題となっています。

駅南側においては、市街地再開発事業と併せて、三郷駅前広場及び三郷駅前線が都市計画決定され、バス、タクシー、送迎車、歩行者等の駅へのアクセス機能向上が図られています。

一方、駅北側においては現在交通広場等の公共空間が整備されていないため、送迎車等の待機場所がなく路上駐車が発生している等の課題があり、駅南側と合わせた交通機能強化が求められています。

以上により、駅北側の交通結節点整備のため、三郷駅北口交通広場を都市計画変更するものです。

## 4. 都市計画変更の考え方

### (1) 都市計画の区域について

三郷駅北側の交通結節機能の向上を図るため、今回同時に特殊街路（歩行者専用道路）として都市計画を定める三郷歩行者道とつながる位置に三郷駅北口交通広場の区域を定めます。

### (2) 規模について

乗降客数(約 8,800 人/日)から算定される、駅前の交通広場としての機能に必要な面積については、既に都市計画決定された三郷駅前広場により確保されています。そのため、本交通広場については、駅北側において求められる送迎車待機場所等の必要な機能を考慮し、面積を約 800 m<sup>2</sup>とします。

### (3) 基本方針

- ・歩道 … 歩道幅員は 4m 以上確保し、送迎車等からの乗降に支障とならないよう、余裕を持ったものとしています。
- ・車道 … 右回り一方通行を原則とし、幅員は 4.0m 以上確保しています。
- ・タクシー駐車場 … タクシーが 2 台待機できるスペースを確保しています。
- ・乗降場 … タクシー、自家用車の乗降場として、2 台分のスペースを確保しています。

## 都市計画の策定経緯の概要（尾張旭市決定）

### 第4号 三郷駅北口交通広場

事 項	時 期	備 考
地元説明会の開催	令和7年9月12日～ 令和7年9月13日	12日：1回 13日：2回 (計3回開催) 参加者：27名
事前協議	令和7年9月22日	
事前協議回答	令和7年10月6日	
案の縦覧	令和7年10月24日～ 令和7年11月7日	意見書提出（無） 縦覧者数2名
市都市計画審議会	令和7年12月2日	
知事への協議	令和7年12月	以下予定
知事回答	令和8年1月	
決定告示	令和8年2月頃	